

各務原市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施連携会議設置要綱

(令和3年7月16日決裁)

(設置)

第1条 本市における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業(以下「事業」という。)を効率的かつ効果的に推進するため、各務原市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施連携会議(以下「連携会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 連携会議の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の基本的な方針に関すること。
- (2) 事業の推進及びその連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 市民生活部医療保険課長
- (2) 市民生活部医療保険課医療保険係長
- (3) 健康福祉部健康づくり推進課長
- (4) 健康福祉部健康づくり推進課保健相談係長
- (5) 健康福祉部健康づくり推進課健康長寿係長

(会議)

第4条 連携会議の会議は、必要に応じて関係課長が招集する。

(オブザーバー)

第5条 連携会議にオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、企画総務部企画政策課長とする。
- 3 オブザーバーは、連携会議に助言をすること及び連携会議の会議に出席して意見を述べることができる。

(作業部会)

第6条 具体的な事業の検討及び推進を図るため、連携会議に作業部会を置く。

- 2 作業部会の所掌事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 地域の健康課題の分析に関すること。
 - (2) 医療専門職の個別的支援が必要な高齢者の抽出及び支援に関すること。
 - (3) 通いの場等に係る医療専門職の積極的な関与に関すること。
 - (4) 事業の評価に関すること。

- 3 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長は、健康福祉部健康づくり推進課健康長寿係の保健師をもって充て、作業部会の会議の責任者となる。
- 5 部会員は、連携会議で協議して定めた者をもって充てる。
- 6 作業部会の庶務は、健康福祉部健康づくり推進課において処理する。
(庶務)

第7条 連携会議の庶務は、市民生活部医療保険課医療保険係において処理する。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。